

文書識別	EM
改定 NO.	30
最終改定日	2023/4/1

# 環境管理マニュアル

東京都市大学 横浜キャンパス

承 認	審 査	作 成
サイトトップ	環境管理責任者	ISO 事務局

環境教育部会長	省エネルギー 部会長	省資源部会長	SDGs 教育研究 部会長

## 目 次

1 適用範囲 .....	1
2 引用規格 .....	2
3 用語及び定義 .....	3
4 組織の状況 .....	3
4.1 組織及びその状況の理解 .....	3
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解 .....	3
4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定 .....	4
4.4 環境マネジメントシステム .....	5
5 リーダーシップ .....	6
5.1 リーダーシップ及びコミットメント .....	6
5.2 環境方針 .....	6
5.3 組織の役割、責任及び権限 .....	7
6 計画 .....	8
6.1 リスク及び機会への取組み .....	8
6.1.1 一般 .....	8
6.1.2 環境側面 .....	9
6.1.3 順守義務 .....	10
6.1.4 取組みの計画策定 .....	10
6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定 .....	11
6.2.1 環境目標 .....	11
6.2.2 環境目標を達成するための計画策定 .....	11
7 支援 .....	12
7.1 資源 .....	12
7.2 力量 .....	12
7.3 認識 .....	12
7.4 コミュニケーション .....	13
7.4.1 一般 .....	13
7.4.2 内部コミュニケーション .....	13

7.4.3 外部コミュニケーション .....	13
7.5 文書化した情報 .....	14
7.5.1 一般 .....	14
7.5.2 作成及び更新 .....	14
7.5.3 文書化した情報の管理 .....	14
8 運用 .....	15
8.1 運用の計画及び管理 .....	15
8.2 緊急事態への準備及び対応 .....	15
9 パフォーマンス評価 .....	16
9.1 監視、測定、分析及び評価 .....	16
9.1.1 一般 .....	16
9.1.2 順守評価 .....	17
9.2 内部監査 .....	18
9.2.1 一般 .....	18
9.2.2 内部監査プログラム .....	18
9.3 マネジメントレビュー .....	19
10 改善 .....	20
10.1 一般 .....	20
10.2 不適合及び是正処置 .....	20
10.3 継続的改善 .....	20
改定履歴 .....	21

1 適用範囲
EM-1
最終改定日 2023/4/1

## 1 適用範囲

### 東京都市大学 横浜キャンパスの概要

現代社会においては、自然環境との調和と共生のとれた、望ましい社会環境を創造することによって、社会の持続的発展を図らなくてはならない。また、国際交流と協力がますます強まっている今日、われわれをとりまく自然環境・社会環境・文化環境とともに、それらにかかわる情報について十分理解する必要がある。

そのためには、急速に発展している高度な情報技術を積極的に利用できる人材を育てなければならない。さらに、社会の持続的な発展に寄与し得る企業経営などマネジメントの新たな手法を構築する必要がある。

そこで、人間と環境と情報のかかわりを学際的にとらえ、人間社会と地球環境の調和を目指す「環境と都市」と「環境とマネジメント」の分野については、2013年4月に設置した環境学部での教育・研究を行う。また、人間社会が情報技術の進化と調和し持続可能な発展を目指す「情報エコロジー」という世界をリードする思想を基本とした「情報システム」と「情報社会」の分野については、同年4月に設置したメディア情報学部での教育・研究を行い、人間や社会とメディア情報のあり方を「人間と情報」のテーマから探求する。また、データサイエンスをビジネスや社会課題解決に繋げ、未来を切り拓くために「分析力×創造力=イノベーション力」をコンセプトとし、2023年4月にデザイン・データ科学部を設置した。これらの学部は、ともに問題発見・解決能力を備えた人材を育成するために、東京都市大学横浜キャンパスに設置している。

また、環境問題・情報環境に関する高度な知識や実践的な解決技法を身につけ、幅広い視野を持ったプロフェッショナル人材や、フィールド研究や実学的研究を重視し、企画・立案、問題解決ができる人材育成を目的とした、大学院環境情報学研究科を2001年4月に設置している。

横浜キャンパスの教育研究プログラムは、文部科学省に特色ある優れた取り組みとして多数採択されており、2003年9月「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」、2007年7月「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」、2021年3月「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業DXをけん引する高度専門人材育成事業」に採択された。2021年8月に「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定され、2022年9月には、大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業～インド太平洋地域等との大学間交流形成支援～」に選定された。これらの教育プログラムはISO14001で求められるPDCA（Plan・Do・Check・Action）と連携して推進しており、地域に開かれた「環境教育の拠点」を目指している。

<b>2 引用規格</b>
<b>EM-2</b>
最終改定日 2021/4/1

## 2 引用規格

- 1 「環境管理マニュアル」は、東京都市大学横浜キャンパスが構築する ISO14001 に適合する環境マネジメントシステムを包括的に記述した文書である。
- 2 本マニュアルを第三者機関への提出用、説明用資料とする。
- 3 本マニュアルによって、構成員（教職員・学生・サイト内委託会社）への指示、説明、教育を行う。

その引用規格は、ISO14001 「環境マネジメントシステム」 2015 年版とする。

(JIS Q 14001 2015 年版)

3 用語及び定義	4 組織の状況
4.1 組織及びその状況の理解	4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解
EM-4.1	4.2
最終改定日	2022/11/9

### 3 用語及び定義

別表 1 (3) 「用語及び定義」

### 4 組織の状況

#### 4.1 組織及びその状況の理解

横浜キャンパスの目標に関連し、かつ、その環境マネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える外部及び内部の課題を決定する。

この課題には、影響を受ける又は、影響を与える環境状態を含める。

#### 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

次の事項を決定しなければならない。

- 1 環境マネジメントシステムに関連する利害関係者
- 2 それらの利害関係者の関連するニーズ及び期待（要求事項）
- 3 それらのニーズ及び期待のうち、順守義務となるもの

別表 2 (4.1、4.2、6.1) 「リスク及び機会の決定、取組事項」

別表 14 (4.2、6.1.3、9.1.2) 「利害関係者のニーズおよび期待」

4 組織の状況
4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定
EM-4.3
最終改定日 2023/4/1

## 4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

環境管理マニュアルに基づいて実施運用される環境マネジメントシステムは、横浜キャンパス内全体を対象とする。

東京都市大学 横浜キャンパス

所在地：神奈川県横浜市都筑区牛久保西 3-3-1

対象者：横浜キャンパス内のすべての教職員・学生及び常駐する関連会社の職員

環境マネジメントシステムの適用範囲は、本マニュアルに明記し、横浜キャンパス内のすべての教職員・学生及び常駐する関連会社の職員に周知するとともに、一般の人にもインターネット (<http://www.yc.tcu.ac.jp>)を用いて開示する。

別表 3 (4.3) 「横浜キャンパスサイト内委託・関連会社」

4 組織の状況
4.4 環境マネジメントシステム
EM-4.4
最終改定日 2022/11/9

## 4.4 環境マネジメントシステム

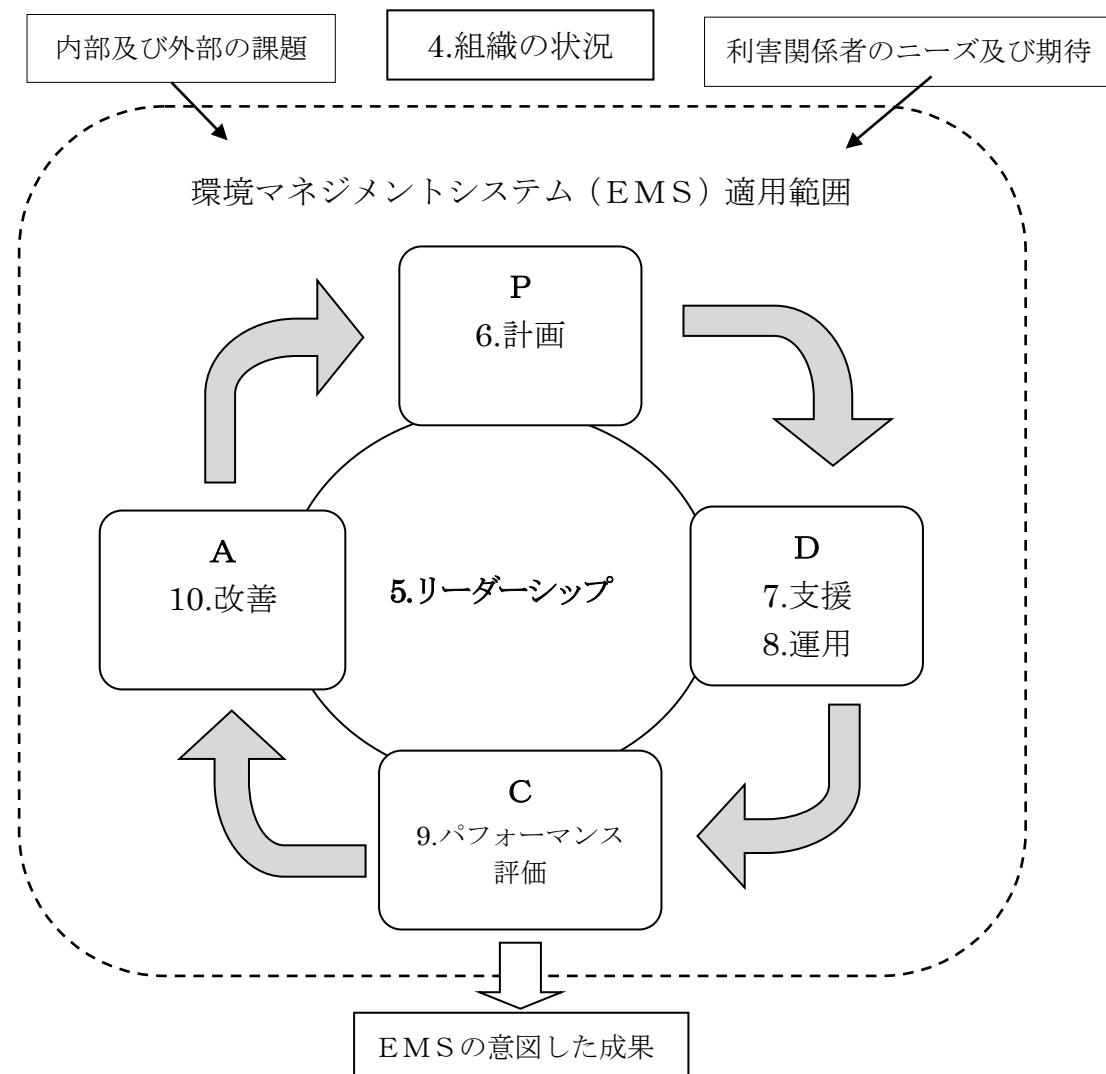
環境方針、環境目標を達成するため、適用範囲を定め、文書化した環境マネジメントシステムを確立し維持する。

本サイトの環境マネジメントシステムはサイトトップの環境方針を基点とし、  
Plan→Do→Check→Actionによる継続的改善を行う。

別表4 (5.2) 「環境方針」

別表16 (6.2.1) 「環境目標」

【PDCAとISO14001枠組みとの関係】



<b>5 リーダーシップ</b>
<b>5.1 リーダーシップ及びコミットメント 5.2 環境方針</b>
<b>EM-5.1 5.2</b>
最終改定日 2021/4/1

## 5 リーダーシップ

### 5.1 リーダーシップ及びコミットメント

サイトトップは、次に示す事項と環境マネジメントシステムに関するリーダーシップ及びコミットメントを実証しなければならない。

- 1 環境マネジメントシステムの有効性に関する説明責任を負う。
- 2 環境方針及び環境目標を確立し、それらが組織の戦略的な方向性及び組織の状況と両立する
- 3 環境マネジメントシステムに必要な資源が利用可能である。
- 4 有効な環境マネジメントシステム及び環境マネジメントシステム要求事項への適合を伝達する。
- 5 環境マネジメントシステムがその意図した成果を達成する。
- 6 環境マネジメントシステムの有効性に寄与するよう人々を指揮し、支援する。
- 7 継続的改善を促進する。
- 8 その他の関連する各部会長がその責任の領域においてリーダーシップを実証するよう、支援する。

### 5.2 環境方針

サイトトップは、環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、次の事項を満たす環境方針を確立し、横浜キャンパス内に伝達する。また、利害関係者が入手可能なように文書化した情報として維持する。

- 1 目的並びに活動、規模及び環境影響を含む組織の状況に対して適切である。
- 2 環境目標の設定のための枠組みを示す。
- 3 汚染の予防及び横浜キャンパスの状況に関連するその他の固有なコミットメントを含む、環境保全に対するコミットメントを含む。
- 4 順守義務を満たすことへのコミットメントを含む。
- 5 環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの持続的改善へのコミットメントを含む。

別表4 (5.2) 「環境方針」

5 リーダーシップ
5.3 組織の役割、責任及び権限
EM-5.3
最終改定日 2022/11/9

## 5.3 組織の役割、責任及び権限

サイトトップは、関連する役割に対し責任及び権限を割り当て、組織内に伝達するとともに、次の事項に対して、責任及び権限を割り当てる。

- 1 環境マネジメントシステムが、この規格の要求事項に適合すること。
- 2 環境パフォーマンスを含む環境マネジメントシステムのパフォーマンスをトップマネジメントに報告する。

別表 5 (5.3) 「環境管理組織図」

別表 6 (5.3) 「要求事項に対する責任体制」

別表 7 (5.3) 「環境委員会要領」

別表 8 (5.3) 「部会要領」

<b>6 計画</b>
<b>6.1 リスク及び機会への取り組み 6.1.1 一般</b>
<b>EM-6.1 6.1.1</b>
最終改定日 2022/11/9

## 6 計画

### 6.1 リスク及び機会への取組み

#### 6.1.1 一般

6.1.1～6.1.4 に規定する要求事項を満たすために必要なプロセスを確立し、実施し、維持する。

1 環境マネジメントシステムの計画を策定するとき、次の（1）～（3）を考慮する。

- （1）4.1（組織及び状況の理解）に規定する課題
- （2）4.2（利害関係者のニーズ及び期待の理解）に規定する要求事項
- （3）環境マネジメントシステムの適用範囲

2 次の事項に取り組み、環境側面（6.1.2）、順守義務（6.1.3）並びに組織及びその状況の理解

（4.1）及び利害関係者のニーズ及び期待の理解（4.2）で特定したその他の課題及び要求事項に  
関連するリスク及び機会を決定する。

- （1）環境マネジメントシステムが、その意図した成果を達成できるという確信を与える。
- （2）外部の環境状況が組織に与える可能性を含め、望ましくない影響を防止または低減する。
- （3）継続的改善を達成する。
- （4）環境影響を与える可能性のあるものを含め、潜在的な緊急事態を決定する。
- （5）文書化した情報を維持する
- （6）取り組む必要があるリスク及び機会に関する文書化した情報を維持する。

別表 2 (4.1、4.2、6.1) 「リスク及び機会の決定、取組事項」

<b>6 計画</b>
<b>6.1.2 環境側面</b>
<b>EM-6.1.2</b>
<b>最終改定日 2021/4/1</b>

## 6.1.2 環境側面

- 1 環境マネジメントシステムの対象となるすべての活動について、ライフサイクルの視点を考慮し、管理できる環境側面及び影響を及ぼすことができる環境側面を特定する。環境側面に伴う、環境負荷を直接与える直接影響と、環境に良い影響を間接的にもたらす「教育・研究活動」等の間接影響を決定する。
- 2 環境側面を決定するとき、次の事項を考慮に入れる。
  - (1) 変更（新規の又は変更された活動等）
  - (2) 非通常の状況及び合理的に予見できる緊急事態
- 3 環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持するうえで、著しい環境側面を確実に考慮に入れるものとする。
- 4 環境影響評価・登録の流れを「別表 9（6.1.2）環境影響評価フロー」に示し、その詳細な手続きを、「別表 10（6.1.2）環境影響評価要領」に記述する。
- 5 環境影響評価登録表に記載されたものの内、部会・施設毎の環境に有意なものを環境影響評価登録項目として「別表 11（6.1.2）環境側面および環境影響の決定」に示す。

別表 9（6.1.2）「環境影響評価フロー」

別表 10（6.1.2）「環境影響評価要領」

別表 11（6.1.2）「環境側面および環境影響の決定」

6 計画
6.1.3 順守義務 6.1.4 取組みの計画策定
EM-6.1.3 6.1.4
最終改定日 2022/11/9

### 6.1.3 順守義務

- 1 次の事項を行わなければならない。
  - (1) 組織の環境側面に関する順守義務を決定し、参照する。
  - (2) 順守義務を組織にどのように適用するかを決定する。
  - (3) 環境マネジメントシステムに、これらの順守義務を考慮に入れる。

別表 12 (6.1.3) 「法的及びその他の要求事項の調査・登録フロー」

別表 13 (6.1.3、9.1.2) 「法規制登録および順守評価」

別表 14 (4.2、6.1.3、9.1.2) 「利害関係者のニーズおよび期待」

### 6.1.4 取組みの計画策定

- 1 次の事項を計画する。
  - (1) 次の事項への取り組み
    - ア 著しい環境側面
    - イ 遵守事項
    - ウ 6.1.1 で特定したリスク及び機会
  - (2) 次の事項を行う方法
    - ア 環境マネジメントシステムプロセス又はその他の事業プロセスへの統合及び実施
    - イ 有効性の評価
- 2 取り組みを計画するとき、技術上の選択肢、並びに財務上、運用上及び事業上の要求事項を考慮する。

別表 2 (4.1、4.2、6.1) 「リスク及び機会の決定、取組事項」

6 計画		
6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定	6.2.1 環境目標	6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計画策定
EM-6.2	6.2.1	6.2.2
最終改定日	2021/4/1	

## 6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定

### 6.2.1 環境目標

- 1 組織の著しい環境側面及び関連する順守義務を考慮に入れ、かつ、リスク及び機会を考慮し、関連する機能及び階層において、環境目標を確立する。
- 2 次の事項を満たし、環境目標に関する文書化した情報を維持する。
  - (1) 環境方針と適合している。
  - (2) 測定可能である。
  - (3) 監視する。
  - (4) 伝達する。
  - (5) 必要に応じて更新する。

別表 15 (6.2.1) 「環境目標作成フロー」

別表 16 (6.2.1) 「環境目標」

### 6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計画策定

- 1 環境目標をどのように達成するかについて計画するとき、次の事項を決定する。
  - (1) 実施事項
  - (2) 必要な資源
  - (3) 責任者
  - (4) 達成期限
  - (5) 結果の評価方法（これには、測定可能な環境目標の達成に向けた進捗を監視するための指標を含む。）
- 2 環境目標を達成するための取組みを組織の事業プロセスにどのように統合するかについて考慮する。

7 支援		
7.1 資源	7.2 力量	7.3 認識
EM-7.1	7.2	7.3
最終改定日	2021/4/1	

## 7 支援

### 7.1 資源

環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び継続的改善に必要な資源を決定し、提供する。

### 7.2 力量

1 次の事項を行わなければならない。

- (1) 環境パフォーマンスに影響を与える業務及び遵守事項を満たす組織の能力に影響を与える業務を組織の管理下で行う人々に必要な力量を決定する。
- (2) 適切な教育・訓練又は経験に基づいて、それらの人々が力量を備えていることを確実にする。
- (3) 環境側面及び環境マネジメントシステムに関する教育訓練のニーズを決定する。
- (4) 該当する場合には、取った処置の有効性を評価する。

2 力量の証拠として、適切な文書化した情報を保持する。

### 7.3 認識

横浜キャンパスの管理下で働く人々が次の事項に関して認識を持つことを確実にする。

- 1 環境方針
- 2 自分の業務に関係する著しい環境側面及びそれに伴う顕在又は潜在的な環境影響
- 3 環境パフォーマンスの向上によって得られる便益を含む環境マネジメントシステムの有効性に対する自らの貢献
- 4 順守義務を満たさないことを含む環境マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味

別表 17 (7.2、7.3) 「環境教育・訓練の実施内容」

7 支援
7.4.1 一般 7.4.2 内部コミュニケーション 7.4.3 外部コミュニケーション
EM-7.4.1 7.4.2 7.4.3
最終改定日 2021/4/1

## 7.4 コミュニケーション

### 7.4.1 一般

- 1 次の事項を含む、環境マネジメントシステムに関連する内部及び外部のコミュニケーションに必要なプロセスを確立、実施し、維持する。
  - (1) コミュニケーションの内容・実施時期
  - (2) コミュニケーションの対象者・方法
- 2 コミュニケーションプロセスを確立するとき、次の事項を行う。
  - (1) 順守事項を考慮に入れる。
  - (2) 伝達される環境情報が、環境マネジメントシステムにおいて作成される情報と整合し、信頼性があることを確実にする。
- 3 環境マネジメントシステムについての関連するコミュニケーションに対応する。
- 4 必要に応じて、コミュニケーションの証拠として文書化した情報を保持する。

### 7.4.2 内部コミュニケーション

次の事項を行う。

- 1 必要に応じて、環境マネジメントシステムの変更を含む環境マネジメントシステムに関連する情報について、組織の種々の階層及び機能間で内部コミュニケーションを行う。
- 2 管理下で働く人々の継続的改善に寄与すべくコミュニケーションプロセスを作成する。

### 7.4.3 外部コミュニケーション

コミュニケーションプロセスによって確立したとおりに、かつ、順守義務による要求に従つて、環境マネジメントシステムに関連する情報について外部コミュニケーションを行う。

7 支援			
7.5 文書化した情報	7.5.1 一般	7.5.2 作成及び更新	7.5.3 文書化した情報の管理
EM-7.5.	7.5.1	7.5.2	7.5.3
最終改定日	2022/11/9		

## 7.5 文書化した情報

### 7.5.1 一般

環境マネジメントシステムは、次の事項を含まなければならない。

- 1 この規格が要求する文書化した情報
- 2 環境マネジメントシステムの有効性のために必要であると決定した文書化した情報

### 7.5.2 作成及び更新

文書化した情報を作成及び更新する際は、次の事項を行う。

- 1 適切な識別及び記述（例えば、タイトル、日付、作成者、参照番号）
- 2 適切な形式（例えば、言語、ソフトウェアの版、図表）及び媒体（例えば、紙、電子媒体）
- 3 適切性及び妥当性に関する適切なレビュー及び承認

### 7.5.3 文書化した情報の管理

- 1 環境マネジメントシステム及び要求されている文書化した情報は、次の事項に留意して、管理する。
  - (1) 必要なときに、必要なところで、入手可能かつ利用に適した状態であること。
  - (2) 十分に保護されていること。（例えば、機密性の喪失、不適切な使用及び完全性の喪失からの保護）
- 2 文書化した情報の管理に当たっては、次のことを留意する。
  - (1) 配布、アクセス、検索、利用
  - (2) 保管及び保存
  - (3) 変更の管理（例えば、版の管理）
  - (4) 保存及び破棄

別表 18 (7.5.3) 「文書類管理要領」

8 運用	
8.1 運用の計画及び管理	8.2 緊急事態への準備及び対応
EM-8.1	8.2
最終改定日	2022/11/9

## 8 運用

### 8.1 運用の計画及び管理

- 1 次に示す事項の実施によって、環境マネジメントシステム要求事項を満たすため並びに 6.1（リスク及び機会への取組み）及び 6.2（環境目標及びそれを達成するための計画策定）で特定した取組みを実施するために必要なプロセスを確立し、実施し、かつ維持する。
- 2 計画した変更を管理し、意図しない変更によって生じた結果をレビューし、必要に応じて、有害な影響を緩和する処置をとる。
- 3 外部委託したプロセスが管理されている又は影響を及ぼされていることを確認する。

別表 2 (4.1, 4.2、6.1) 「リスク及び機会の決定、取組事項」

別表 16 (6.2.1) 「環境目標」

### 8.2 緊急事態への準備及び対応

- 1 特定した潜在的な緊急事態への準備及び対応のために必要なプロセスを確立し、実施し、維持する際、組織は次の事項を行わなければならない。
  - (1) 緊急事態からの有害な環境影響を防止又は緩和するための処置を計画し、対応を準備する。
  - (2) 顕在した緊急事態に対応する。
  - (3) 緊急事態及びその潜在的環境影響の大きさに応じて、緊急事態による結果を防止又は緩和するための処置をとる。
  - (4) 実行可能な場合は、計画した対応処置を定期的にテストする。
  - (5) 定期的に、また特に緊急事態発生後又はテストの後には、プロセス及び計画した対応処置をレビューし、改訂する。
  - (6) 必要に応じて、緊急事態への準備及び対応についての関連する情報及び教育訓練を組織の管理下で働く人々を含む関連する利害関係者に提供する。
- 2 プロセスが計画通りに実行されるという確信を持つために必要な程度の文書化した情報を持続する。

別表 19 (8.2) 「緊急事態発生時のフロー」

別表 20 (8.2) 「緊急事態一覧」

9 パフォーマンス評価
9.1 監視、測定、分析及び評価 9.1.1 一般
EM-9.1 9.1.1
最終改定日 2022/11/9

## 9 パフォーマンス評価

### 9.1 監視、測定、分析及び評価

#### 9.1.1 一般

- 1 環境パフォーマンスを監視し、測定、分析し評価し、次の（1）から（5）の事項を決定する。
  - (1) 監視及び測定が必要な対象
  - (2) 妥当な結果を得るための、監視、測定、分析及び評価の方法
  - (3) 環境パフォーマンスを評価するための基準及び適切な指標
  - (4) 監視及び測定の実施時期
  - (5) 監視及び測定結果の分析及び評価の時期
- 2 必要に応じて、校正された又は検証された監視機器又は測定機器が使用され、維持されていることを確認する。
- 3 環境パフォーマンス及び環境マネジメントシステムの有効性を評価する。
- 4 コミュニケーションプロセスで特定したとおりに、かつ順守義務による要求に従って、関連する環境パフォーマンス情報について、内部と外部の双方のコミュニケーションを行う。
- 5 部会長は、環境マネジメントシステム実施計画に基づき、定期的に横浜キャンパスサイト全体の環境目標との整合性を監視・測定し評価する。
- 6 施設運用責任者は、定められた測定項目について、各々の定められた活動計画に基づき測定した結果が目標と整合しているかを確認し、その結果を四半期毎に統括責任者に報告する。統括責任者は、四半期毎の測定結果をとりまとめ、締めの翌月末までに環境管理責任者に報告する。但し、不適合が生ずることが予測される場合は、直ちに報告するものとする。
- 7 部会長は、年2回、1月～6月分と7月～12月分の評価結果を取りまとめ、締めの翌月末までに環境管理責任者に報告する。
- 8 環境管理責任者は、統括責任者並びに部会長からの報告を集約して、環境委員会に報告し委員会の協議を経た上で、サイトトップに報告する。
- 9 監視・測定、分析及び評価の結果の証拠として、適切な文書化した情報を保持する。

別表 21 (9.1.1) 「環境目標における法規制の監視・測定要領」

9 パフォーマンス評価
9.1.2 順守評価
EM-9.1.2
最終改定日 2022/11/9

## 9.1.2 順守評価

本サイトに適用可能な法的 requirement 事項及びその他の requirement 事項について、その順守状況を定期的に評価・記録するため、必要な事項を定める。

### 1 評価対象

- (1) 環境関連法令
- (2) 地方環境関係条例（神奈川県条例、横浜市条例等）・地域協定事項等
- (3) 環境関係官公庁の要請通達、ガイドライン

### 2 評価時期

法的 requirement 事項及びその他の requirement 事項の監視測定・評価・報告の時期の詳細は、「別表 22 (9.1.2) 順守評価要領」に記述する。

### 3 評価内容

- (1) 法令等の規制基準又は自主基準への監視測定結果の適合度合
- (2) 法令等の監視測定項目・頻度・校正等実施内容の適合度合
- (3) 法令等の必要届出・資格・報告等の適合度合
- (4) その他本サイトに適用可能法令等の関連規定内容（指示書含む）
- (5) 是正処置の有無、有効性のレビューの有無

### 4 順守評価の方法・報告

関係する施設運用責任者並びに部会員は、年間計画に基づく監視・測定を行い、評価を実施する。詳細は「別表 22 順守評価要領」に記述する。

### 5 不適合の是正及び処置

「10 改善 10.2 不適合及び是正処置」に記述する。

### 6 順守評価の結果として、文書化した情報を保持する。

別表 13 (6.1.3, 9.1.2) 「法規制登録および順守評価」

別表 14 (4.2, 6.1.3, 9.1.2) 「利害関係者のニーズおよび期待」

別表 22 (9.1.2) 「順守評価要領」

9 パフォーマンス評価			
9.2 内部監査	9.2.1 一般	9.2.2 内務監査プログラム	
EM-9.2	9.2.1	9.2.2	
最終改定日	2021/4/1		

## 9.2 内部監査

### 9.2.1 一般

環境マネジメントシステムが次の状況にあるか否かに関する情報を提供するため、年1回（2月末）内部監査を実施する。

- 1 横浜キャンパスが規定した要求事項に適合している。
- 2 JIS Q 14001:2015 規格の要求事項に適合している。
- 3 有効に実施され、維持されている。

### 9.2.2 内部監査プログラム

- 1 内部環境監査は、内部監査の頻度、方法、責任、計画要求事項及び報告を含む、内部監査プログラムを確立し、実施し、維持する。

内部監査プログラムを確立するとき、関連するプロセスの環境上の重要性、影響を及ぼす変更及び前回までの監査結果を考慮に入れたものとする。

そのため、次の事項を行う。

- (1) 各監査について、監査基準及び監査範囲を明確にする。
  - (2) 監査プロセスの客観性及び公平性を確保するために、監査員を選定し、監査を実施する。
  - (3) 監査の結果を、関連する管理層に報告することを確実にする。
  - (4) 監査プログラムの実施及び結果の証拠として、文書化した情報を保持する。
- 2 主任内部環境監査員は、回答書の有効性が確認できた施設及び部会の監査について、サイトトップ、環境管理責任者、監査先の責任者に対し、最終的な監査結果を「内部環境監査報告書」とし、文書を報告する。
    - (1) 監査頻度：年1回、2月末までに実施
    - (2) 監査範囲：システムの適用範囲に含まれる全ての施設・部会の活動
    - (3) 内部環境監査に付随する全ての文書は、「別表 18 (7.5.3) 文書管理要領」に従い保存する。
    - (4) 主任内部環境監査員及び内部環境監査員の力量については、「別表 23 (9.2) 内部環境監査要領」に定める。

別表 23 (9.2) 「内部環境監査要領」

別表 24 (9.2) 「内部環境監査手順」

9 パフォーマンス評価
9.3 マネジメントレビュー
EM-9.3
最終改定日 2021/4/1

## 9.3 マネジメントレビュー

1 サイトトップは、組織の環境マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であるために、毎年3月末までに、4月から始まる次年度の予算要求及び予算編成にあわせ、横浜キャンパスサイトの環境マネジメントシステムのレビューを行う。

また、マネジメントレビューは次の事項を考慮する。

- (1) 前回までのマネジメントレビューの結果とった処置の状況
- (2) 次の事項の変化
  - ア 環境マネジメントシステムに関連する外部及び内部の課題
  - イ 順守義務を含む、利害関係者のニーズ及び期待
  - ウ 著しい環境側面
  - エ リスク及び機会
- (3) 環境目標が達成された程度
- (4) 次に示す傾向を含めた、組織の環境パフォーマンスに関する情報
  - ア 不適合及び是正処置
  - イ 監視及び測定の結果
  - ウ 順守義務を満たすこと
  - エ 監査結果
- (5) 資源の妥当性
- (6) 苦情を含む利害関係者からのコミュニケーション
- (7) 継続的改善の機会

2 マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項を含める。

- (1) 環境マネジメントシステムが引き続き適切、妥当、かつ有効であることに関する結論
- (2) 継続的改善の機会に関する決定
- (3) 資源を含む環境マネジメントシステムの変更の必要性に関する決定
- (4) 必要な場合には、環境目標が達成されていない場合の処置
- (5) 必要な場合には、他の事業プロセスへの環境マネジメントシステムの統合を改善するための機会
- (6) 組織の戦略的な方向性に関する示唆

別表 25 (9.3) 「マネジメントレビュー記録」

<b>10 改善</b>
<b>10.1 一般 10.2 不適合及び是正処置 10.3 継続的改善</b>
<b>EM-10.1、10.2、10.3</b>
<b>最終改定日 2023/4/1</b>

## 10 改善

### 10.1 一般

組織は、環境マネジメントシステムの意図した成果を達成するために、改善の機会（9.1、9.2 及び 9.3 参照）を決定し、必要な取り組みを実施する。

### 10.2 不適合及び是正処置

顕在及び潜在する不適合原因を除去するためにとられるあらゆる是正処置又は予防処置は、問題の大きさに対応し、かつ、生じた環境影響に釣り合わせる処置をとる。

- 1 統括責任者・部会長は、施設、部会別の目標との適合性及び法令の順守に対する監視及び測定の結果、不適合が生じた場合又は生ずることが予想される場合には、その原因を調査し、特定し、再発を防ぐための処置をとる。
  - 2 環境管理責任者は、横浜キャンパスサイトの環境目標との適合性に対する監視及び測定の結果、不適合が生じた場合または、生ずることが予想される場合には、その原因を調査し、特定し、再発を防ぐための処置をとる。
  - 3 このとき、不適合が生ずることが予想される場合とは、法規制においては自主基準値を守れなかった場合とし、環境目標との適合性においては、環境マネジメントプログラムに示された目標が 3 ヶ月続けて達成されなかった場合をいう。
  - 4 統括責任者及び部会長は、部会及び施設内において、解決できる程度の不適合が発生した場合、その原因を特定し、是正処置を実施する。
  - 5 環境管理責任者は、横浜キャンパスサイト全体に関わる不適合が発生した場合、その原因を特定し、統括責任者及び部会長に是正処置を指示する。
  - 6 統括責任者及び部会長は、是正措置を実施するとともに、当該是正処置による環境目標との適合性並びに法令の遵守に対する監視及び測定を行い、その有効性をレビューするとともに、その結果を「別表 21（別記様式 2）法的要件事項及び環境目標の是正処置記録」により、環境管理責任者に報告し、再発の防止を図る。
- 不適合の再発及び他での発生がないように、次の事項で原因の除去の処置をとる。
- ア その不適合をレビューし、原因を明確にする。
  - イ 類似の不適合の有無、又はそれが発生する可能性を明確にする。

- 7 統括責任者・部会長は、当該施設・部会に関わる是正処置に関する文書を保管する。

別表 26（10.2）「監視・測定及び不適合是正処置フロー」

別表 21（別記様式 2）「法的要件事項及び環境目標の是正処置記録」

### 10.3 継続的改善

組織は環境パフォーマンスを向上させるために、環境マネジメントシステムの適合性及び有効性を継続的に改善する。

## 環境管理マニュアル改定履歴

改訂No.	改訂内容	改訂手続き
1	全項目（予行審査）	改訂日：1998/05/19 施行日：1998/05/26 起案者：環境管理責任者 決裁者：サイトトップ
2	全項目（初動審査）	改訂日：1998/07/30 施行日：1998/08/06 起案者：環境管理責任者 決裁者：サイトトップ
3	全項（本審査） 環境方針 1998/08/14 制定	改訂日：1998/09/01 施行日：1998/09/08 起案者：環境管理責任者 決裁者：サイトトップ
4	一次改定 全項目	改訂日：1999/09/27 施行日：1999/10/04 起案者：環境管理責任者 決裁者：サイトトップ
5	二次改定 全項目	改訂日：1999/12/14 施行日：1999/12/14 起案者：環境管理責任者 決裁者：サイトトップ
6	4.2 4.3.1 4.3.2 4.3.3 4.3.4 4.4.1 4.4.2 4.4.3 4.4.6 4.5.1 4.5.4	改訂日：2001/06/05 施行日：2001/06/05 起案者：環境管理責任者 決裁者：サイトトップ
7	(更新審査) EM-1.1 EM-1.2 適用範囲の変更 EM-3 表 3.1 の No14 を追加 EM-4.2 環境方針の一部変更 EM-4.3.1 新マネジメントプログラムの作成に基づいて、表 4.3.4 の変更 EM-4.3.2 表 4.3.2-2 の変更(自主基準の変更) EM-4.3.3 新マネジメントプログラムの作成に基づいて、表 4.3.3-2 の変更 EM-4.3.4 新マネジメントプログラムの作成に基づいて、表 4.3.4 の変更 EM-4.4.1 体制及び責任の変更 (大学院研究科委員会、大学院研究科教務委員会、ISO 学生委員会顧問、施設運用責任者を追加) EM-4.4.6 新マネジメントプログラムの作成に基づいて、表 4.4.6 の変更 EM-4.4.7 表 4.4.7 に食堂を追加。 EM-4.5.1 新マネジメントプログラムの作成に基づいて、表 4.5.1 の変更	改訂日：2001/08/09  施行日：2001/08/09  起案者：環境管理責任者  決裁者：サイトトップ

改訂No.	改訂内容	改訂手続き
8	EM-4.4.1 体制及び責任の変更 (2 の(1)の②に他の責任に関わりなくを追加) EM-4.4.3 コミュニケーションの変更 (3 の(6)を追加) 図 4.4.3 情報伝達フローの変更 EM-4.4.5 文章管理の変更 (1 の①と②に環境管理マニュアルを追加) (3 を追加) EM-4.5.1 表 4.5.1 の法規制対策を自主監視項目に変更 EM-4.5.2 不適合並びに是正及び予防処置の変更 (2 を追加) EM-4.5.4 環境マネジメントシステム監査の変更 (1 を変更)	改訂日 : 2001/09/26  施行日 : 2001/09/26  起案者 : 環境管理責任者  決裁者 : サイトトップ
9	EM-4.3.4 表 4.3.4 を変更 EM-4.4.5 4.管理文書の見直しの変更 EM-4.5.1 2.監視・測定のための機器についての変更 EM-4.6 サイトトップによる見直しの変更 (1 を変更)	改訂日 : 2001/12/13  施行日 : 2001/12/13 起案者 : 環境管理責任者 決裁者 : サイトトップ
10	EM-1.1 新学科の設立に伴い変更 EM-1.2 関連会社の変更に伴い表 1.2-1 を変更 EM-3 表 3.1 に害虫を追加 EM-4.3.1 非定常時及びサイト内の施設の増築に伴い表 4.3.1 を変更 EM-4.3.2 サイト内の施設の増築に伴い表 4.3.2 を変更 EM-4.3.3 サイト内の施設の増築に伴い表 4.3.3-1 を変更 新学科の設立に伴う人数の増加により表 4.3.3-2 を変更 EM-4.3.4 新学科の設立に伴う人数の増加により表 4.3.4 を変更 EM-4.4.1 サイト内の施設の増築に伴い図 4.4.1 を変更 EM-4.4.2 フィールド演習室の開室に伴い表 4.4.2 を変更 EM-4.4.6 サイト内の施設の増築に伴い表 4.4.6 を変更 EM-4.4.7 フィールド演習室の開室に伴い表 4.4.7 を変更 EM-4.5.1 サイト内の施設の増築に伴い表 4.5.1 を変更	改訂日 : 2002/06/25  施行日 : 2002/06/25 起案者 : 環境管理責任者 決裁者 : サイトトップ
11	EM-1.2 関連会社の名称変更に伴い表 1.2-1 を変更 EM-4.2 用語を変更 EM-4.3.1 部室を部室(フロア 1 階を含む)、プレハブをプレハブ 2 階に名称を変更 EM-4.3.3 部室を部室(フロア 1 階を含む)、プレハブをプレハブ 2 階に名称を変更 EM-4.3.4 分別ゴミ箱を資源回収 BOX に変更 EM-4.4.1 部室を部室(フロア 1 階を含む)、プレハブをプレハブ 2 階に名称を変更 環境に関する主要な責任と権限のサイトトップを変更 EM-4.4.6 部室を部室(フロア 1 階を含む)、プレハブをプレハブ 2 階に名称を変更 分別ゴミ箱を資源回収 BOX に変更 EM-4.5.1 部室を部室(フロア 1 階を含む)、プレハブをプレハブ 2 階に名称を変更 分別ゴミ箱を資源回収 BOX に変更	改訂日 : 2002/07/26  施行日 : 2002/07/26 起案者 : 環境管理責任者 決裁者 : サイトトップ

改訂No.	改訂内容	改訂手続き
12	EM-4.3.2 騒音規制法について自主基準値を変更 EM-4.5.1 境界線騒音測定について変更 排出水質測定について変更 薬品の仕様について変更 緑地保全・廃棄物処理について所管施設の明確化に伴い変更	改訂日：2002/10/30 施行日：2002/10/30 起案者：環境管理責任者 決裁者：サイトトップ
13	EM-4.3.1 再燃焼焼却炉の休止に伴い適用しないため変更 EM-4.3.2 再燃焼焼却炉の休止に伴い適用しないため変更 EM-4.3.3 再燃焼焼却炉の休止に伴い適用しないため変更 EM-4.3.4 再燃焼焼却炉の休止に伴い適用しないため変更 EM-4.4.6 再燃焼焼却炉の休止に伴い適用しないため変更 EM-4.4.7 再燃焼焼却炉の休止に伴い適用しないため変更 EM-4.5.1 再燃焼焼却炉の休止に伴い適用しないため変更	改訂日：2002/12/20 施行日：2002/12/20 起案者：環境管理責任者 決裁者：サイトトップ
14	EM-4.3.1 体制及び責任の変更に伴い、表 4.3.1 の変更 EM-4.3.3 体制及び責任の変更に伴い、表 4.3.3-1 の変更 EM-4.4.1 図 4.4.1 を変更 (ISO 事務次長を追加、講義・研究棟を講義・研究棟(研究室・学生室)、講義・研究棟(一般教室・トイレ・教員控室)、講義・研究棟(事務室・学生厚生施設)の 3 施設に分割、部室 (アレバ 1 階を含む) の「アレバ 1 階を含む」を削除、アレバ 2 階の「2 階」を削除) 表 4.4.1 を変更 EM-4.4.6 体制及び責任の変更に伴い、表 4.4.6 の変更 EM-4.5.1 体制及び責任の変更に伴い、表 4.5.1 の変更	改訂日：2003/05/02 施行日：2003/05/02 起案者：環境管理責任者 決裁者：サイトトップ
15	EM-1.1 「特色ある大学教育支援プログラム」の採択に伴い、変更 EM-4.3.1 新マネジメントプログラムの作成に基づいて、表 4.3.1 を変更 EM-4.3.2 健康増進法の施行に伴い、表 4.3.2-1 を変更 EM-4.3.3 新マネジメントプログラムの作成に基づいて、表 4.3.3-1, 表 4.3.3-2 を変更 EM-4.3.4 新マネジメントプログラムの作成に基づいて、表 4.3.4 を変更 EM-4.4.1 ISO 広報委員会設置に伴い、図 4.4.1 を変更 EM-4.5.1 新マネジメントプログラムの作成に基づいて、表 4.5.1 の変更	改訂日：2004/04/01 施行日：2004/04/01 起案者：環境管理責任者 決裁者：サイトトップ
16	ISO 14001:2004 年版改訂 (JIS Q 14001 : 2004 年版改訂) に伴い整合のため全面改訂	改訂日：2005/06/01 施行日：2005/06/01 起案者：環境管理責任者 決裁者：サイトトップ
17	ISO 14001:2004 年版改訂 (JIS Q 14001 : 2004 年版改訂) に伴い整合のため一部再改訂 (内部監査指摘内容レビュー改訂)	改訂日：2005/08/09 施行日：2005/08/09 起案者：環境管理責任者 決裁者：サイトトップ

改訂No.	改訂内容	改訂手続き
18	<p>EM-4.4.3 サイト外の利害関係者等へ環境情報を伝達する方法を明らかにするため 4.(1).(2) 項を設け変更</p> <p>EM-4.4.5 外部文書の管理方法を 8.項に定め変更 (定期サーベイランス所見対応に伴う改訂)</p>	改定日 : 2005/11/24 施行日 : 2005/12/14 起案者:環境管理責任者 決済者:サイトトップ
19	<p>EM-4.3.2 表 4.3.2-1 法規制登録表レビュー変更</p> <p>EM-4.3.3 目的、目標及び実施計画 平成 19~21 年度の目的・目標レビュー設定 (2007 年更新審査対応等に伴う改訂)</p>	改定日 : 2007/7/18 施行日 : 2007/7/18 起案者:環境管理責任者 決済者:サイトトップ
20	<p><b>EM-4.3.3 表 4.3.3-1</b> 配慮事項と関連表へ推進施策欄を追加併記し変更</p> <p><b>EM-4.4.1</b> 「その役割、責任及び権限を定め、文書化し、周知するため」を追加し変更 (3) 環境管理責任者の業務へ改善のための提案報告を追加し変更</p> <p><b>EM-4.4.5</b> 文書管理へ識別可能、発行前の関係者等による審議・承認、文書の変更及び改定識別、適切な版の必要な時所で使用可能、な旨を追加し変更</p> <p><b>EM-4.5.3</b> 「規格、運用手順、法規制及びその他の要求事項への不適合」「必要な変更の環境マネジメントシステムへの反映」を追加し変更</p> <p><b>EM-4.5.5</b> 1 項「前回の」を「前回までの」、「に基づいた」を「を考慮に入れた」へ変更</p> <p><b>EM-4.6</b> マネジメントレビュー 4.6.4 項へ「へ加え得る変更に関する、あらゆる決定及び処置」へ追加し変更 (2007 年更新審査所見対応に伴う改訂)</p>	改定日 : 2008/3/24 施行日 : 2008/3/24 起案者:環境管理責任者 決済者:サイトトップ
21	<p><b>EM-4.3.1</b> 3 項を「環境マネジメントシステムを確立し、……確実に考慮に入れるものとする」へ変更 (JIS 文面に合わせる)</p> <p>表 4.3.1 情報の公開及び活用へ ISO 広報委員会を追記</p> <p><b>EM-4.3.2</b> 毒物及び劇物取締法、騒音規制法 (横浜市環境管理計画) を該当へ、自主基準欄を補足し変更 健康増進法の県条例を追記</p> <p><b>EM-4.3.3</b> 表 4.3.3.1 に情報の公開及び活用へ ISO 広報委員会を追記</p> <p>表 4.3.3 の(8)情報の公開及び活用での管理責任者を ISO 広報委員長へ変更</p> <p><b>EM-4.4.1</b> 図 4.4.1 の環境委員会へ ISO 学生委員会 (代表) を追記 (3) 部会①へ「あるいは広報委員会」、(4) ISO 広</p>	改定日 : 2009/7/23 施行日 : 2009/7/23 起案者:環境管理責任者 決済者:サイトトップ

	<p>報委員会②へ「サイトトップが…置くことが出来る」を追記          表 4.4.1 の組織へ ISO 広報委員会を追記、該当事項に○◎を付記  <b>EM-4.4.5</b> 6 項に「下線を付して」を挿入          9.外部文書の管理の 3 項へ「審査機関からの審査報告書等（審査関係書類含む）」を挿入  <b>EM-4.4.6</b> 表 4.4.6 の実行部門長の欄へ ISO 広報委員長欄を追加し実施事項の該当内容へ○◎を付記、          (8) 項情報の公開及び活用で ISO 広報委員長は○、ISO 事務局長は○とした  <b>EM-4.5.1</b> 表 4.5.1 「環境関連 web サイトの構築」、「環境関連情報の共有」の所管部会欄を ISO 事務局と ISO 広報委員会とを併記          生ゴミ堆肥化の推進デコンポストの設置（設備更新検討継続中）を付記  <b>EM-4.5.2</b> 3 項（4）に（指示書を含む）を追記挿入  <b>EM-4.5.5</b> 2 項（1）7 月、12 月を 7～9 月、1 月～2 月へ変更            (2008 年定期サーベイランス所見対応・環境委員会に於ける環境管理責任者の ISO 広報員会関係提案・環境管理部会長の答申等に基づく改訂)            学校名称変更等に伴う用語改訂（環境管理マニュアル全般）          「武藏工業大学」→「東京都市大学」  <a href="http://www.yc.musashi-tech.ac.jp">http://www.yc.musashi-tech.ac.jp</a>→  <a href="http://www.yc.tcu.ac.jp">http://www.yc.tcu.ac.jp</a> </p>	
2 2	<b>EM-1</b> 表 1.2-1 関連会社名称、人員数、責任者名をレビュー 表 1.2-2 関連会社名称をレビュー <b>EM-4.3.3</b> 目的、目標及び実施計画 平成 22～24 年度の目的・目標レビュー設定	改定日 : 2010/7/7 施行日 : 2010/7/7 起案者 : 環境管理責任者 決裁者 : サイトトップ
2 3	<b>EM</b> 全て訂正 学部名称変更等に伴う用語改訂 「環境情報学部」→ 「環境学部」 環境創生学科、環境マネジメント学科 及び 「メディア情報学部」 社会メディア学科、情報システム学科 <b>EM.4.3.3</b> 平成 25 年度～27 年度目標設定	改定日 : 2013/4/1 施行日 : 2013/4/1 起案者 : 環境管理責任者 決裁者 : サイトトップ
2 4	<b>EM-4.3.2</b> 目的・目標の平成 28 年度～30 年度を <b>4.3.2</b> 追加	改定日 : 2016/4/1 施行日 : 2016/4/1 決裁者 : サイトトップ

25	EM 全て訂正 JIS Q14001:2015年版に準拠して全面的に改訂 (箇条番号他)	改定日:2016/10/1 施行日:2016/10/1 決裁者:サイトトップ
26	EM JACOによる審査での是正指示により改訂	改定日:2017/11/1 施行日:2017/11/1 決裁者:サイトトップ
27	JACOによる審査において、指導されたことによる改訂 (別表作成により全面的に改訂)	改定日:2019/4/1 施工日:2019/4/1 決裁者:サイトトップ
28	・JACOによる審査での是正指示により改定 ・環境管理部会の廃止に伴う改定	改定日:2020/4/1 施工日:2020/4/1 決裁者:サイトトップ
29	・JACOによる審査での是正指示により改定	改定日:2021/4/1 施工日:2021/4/1 決裁者:サイトトップ
30	・別表の修正に伴う本文修正	改定日:2022/11/9 施工日:2022/11/9 決裁者:サイトトップ